

択一式解答

平成27年8月24日 14:00現在

科目名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
労働基準法 労働安全衛生法	B	D	C	D	A	B	B	C	A	D
労災保険法 (徴収法含む)	B	A	E	E	C	D	A	E	E	D
雇用保険法 (徴収法含む)	E	D	C	C	B※	C※	A	B	C	E
労働及び社会保険に 関する一般常識	A	C	B	A	E	B	D	C	A	B
健康保険法	D	C	A	B	D	E	A	E	B	A
厚生年金保険法	D	B	C	A	C	A	C	E	D	E
国民年金法	E	D	B	E	B	C	C	A	D	E

※雇用保険法〔問5、問6〕

問5 Bについては「やむを得ない理由がある場合を除いて」、問6 エについては「やむを得ない理由がなければ」とする部分に対応する規定がそれぞれ改正により削除されているため、問5はBを正解肢とする。また、問6はC（ウとエ）かD（エとオ）に絞られ、オが正しい内容であるため、C（ウとエ）が正解肢となる可能性がある。問6 ウの場合は、「当該支給単位期間における介護休業給付金の額」がそのまま支給されるので誤りの肢と考えられるが、具体的に考えれば「当該合算額から当該賃金の額を減じて得た額」が介護休業給付金の額となるということもできるので、疑義が残る。なお、問6 イについて、設問は「みなし被保険者期間」に関する問題であるが、「期間雇用者（期間を定めて雇用される者）」の場合の雇用実績の要件として、「派遣労働者に係る労働者派遣の役務を受ける者（以下「派遣先」という。）が、当該派遣労働者を雇い入れた場合については、当該派遣労働者であった者について派遣先に派遣されていた期間も同一の事業主の下における雇用実績としてみなして取り扱って差し支えない」と行政手引に記載があり、これを根拠に誤りの肢として出題している可能性もある。この場合、問6はA（アとイ）かB（イとウ）に絞られ、アが正しい内容であるため正解肢がB（イとウ）となる可能性もあるが、前述のように問5 Bを誤りの肢とする以上、問6 エも同様に誤りの肢として考えられるため、正解肢はC（ウとエ）とする。